

大和市教育委員会 7 月定例会

日 時 平成 23 年 7 月 28 日

午前 10 時 00 分

場 所 全員協議会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 25 号) 大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について (諮問)

日程第 2 (議案第 26 号) 望ましい歴史教科書の採択を求める請願について

日程第 3 (議案第 27 号) 中学校公民教科書採択に関する請願 (その 4) について

日程第 4 (議案第 28 号) 公正で開かれた教科書採択を求める陳情書について

日程第 5 (議案第 29 号) 平成 24 年度使用中学校教科用図書の採択について

日程第 6 (報告第 3 号) 大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部改正について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

(1) 前月定例会以降の動き

1. 交通安全対策協議会役員会	6/24(金) 16:00	生涯学習センター
2. 青少年相談員委嘱式	6/25(土) 13:00	青少年センター
3. 春季ゲートボール選手権大会	7/ 1(金) 8:30	引地台公園
4. 学校給食共同調理場運営協議会	7/ 4(月) 13:00	病院講堂
5. 青少年問題協議会	7/ 4(月) 14:00	市役所
6. 大和市子ども連絡協議会創立 50 周年記念式典	7/ 5(火) 13:00	保健福祉センター
7. 交通安全街頭キャンペーン	7/11(月) 16:00	高座渋谷駅周辺
8. 親子ナイトウォークラリー	7/16(土) 20:00	大野原小
9. 学校給食調理従事者研修会	7/22(金) 10:00	勤労福祉会館
10. 神奈川大和阿波おどり開会式	7/23(土) 16:00	大和駅東側プロムナード
11. 県央吹奏楽コンクール	7/27(水) 10:30	厚木市文化会館

[教育委員学校訪問]

- ・6/27(月) 引地台中・柳橋小・上和田中
- ・6/30(木) 大和中・西鶴間小・つきみ野中
- ・7/ 8(金) 中央林間小・大和小・草柳小・引地台小

(2) 次月定例会までの予定

1. 一輪車競技大会	7/30(土) 9:10	大和スポーツセンター
2. 中学生壮行会	8/ 3(水) 9:30	市役所ホール
3. 教育研究所発表会	8/ 3(水) 13:30	勤労福祉会館
4. 校長研修会	8/ 3(水) 14:00	生涯学習センター
5. 子ども相撲大会	8/ 7(日) 9:00	諏訪神社境内
6. 教頭研修会	8/ 9(火) 9:30	勤労福祉会館

議案第 25 号

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について（諮問）

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正にかかわる大和市文化財保護審議会への諮問について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 7 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成 23 年 7 月 28 日

大和市文化財保護審議会

会長 曾我 高雄 様

大和市教育委員会

委員長 青 蔭 文 雄

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正について（諮問）

大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正にかかわり、貴審議会の意見を求めます。

（改正理由）

大和市暴力団排除条例の制定にあたり、全ての公の施設の設置条例において、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる場合の使用制限について規定するため。

なお、上記規定の追加にあたり、他の公の施設の設置条例等の内容と整合をはかるため、これまで同条例施行規則で規定していた内容の一部を、同条例で規定することとしております。

大和市下鶴間ふるさと館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例 平成 17 年 12 月 27 日 条例第 46 号</p> <p>第 1～3 条 略 (使用の承認)</p> <p>第 4 条 ふるさと館の母屋を占有して使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、教育委員会は、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 教育委員会は、使用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 営利を主たる目的とするとき。</p> <p>(3) ふるさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあるときと認めるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第 5 条 教育委員会は、使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、使用</p>	<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例 平成 17 年 12 月 27 日 条例第 46 号</p> <p>第 1～3 条 略</p>

者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 前条第1項後段に規定による条件に違反したとき。
- (2) 使用承認後、前条第2項各号のいずれかにかに該当するに至ったとき。
- (3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用承認を受けた目的以外にふるさと館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(開館時間)

第7条 略

(休館日)

第8条 略

(入館の制限)

第9条 略

(原状回復の義務)

第10条 使用者又は利用者は、ふるさと館の施設又は設備の利用を終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者又は利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めたとときは、この限りでない。

(使用料)

第12条 略

(開館時間)

第4条 略

(休館日)

第5条 略

(入館の制限)

第6条 略

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、ふるさと館の施設又は設備の利用を終わったときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失によりふるさと館の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は滅失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めたとときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 略

2 使用者は、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならぬ。

(使用料の減免)

第13条 略

(使用料の不還付)

第14条 略

(委任)

第15条 略

2 ふるさと館の母屋を占有して使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受け、母屋の区分ごとに、別表に定める母屋使用料を納付しなければならぬ。

(使用料の減免)

第10条 略

(使用料の不還付)

第11条 略

(委任)

第12条 略

議案第 26 号

望ましい歴史教科書の採択を求める請願について

望ましい歴史教科書の採択を求める請願について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 7 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



2011年 6月28日

在日本大韓民国民団神奈川県地方本部

団長

望ましい歴史教科書の採択を求める請願書

貴教育委員会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また平素より、私たち在日本韓国人をはじめ在日外国人子弟、地域住民子弟を対象に、学校教育にご尽力されていることに対し、心より敬意を表する次第です。

さて、私たちは、公立中学校各校が、2012年度から使用する教科書の採択に関しまして、下記のように請願いたす次第です。貴教育委員会におかれましては、どうか趣旨をご高察賜り、善処のほどよろしくお願い申し上げます。

【請願事項】

- 一、アジアを蔑視し、過去の過ちを合理化・美化する内容が随所に見受けられる自由社版、育鵬社版歴史教科書の不採択を請願します。
- 二、貴教育委員会の教科書採択においては、充分調査をし、厳正で公正な採択を行うよう請願いたします。
- 三、正しい歴史観にのっとった望ましい歴史教科書の採択を請願します。

【請願趣旨】

私たちが在日本大韓民国民団は、日本の韓国併合にともなう植民地支配という不幸な歴史的経緯によって、日本居住を余儀なくされた約40万人の在日韓国人で構成する生活者団体です。すでに日本で生まれ育つ2・3・4世の世代が大半を占め、永住資格を持ち日本で生活しています。

日本と韓国は、不幸な歴史を持ちながらも、近年は2002年の韓日共催サッカーワールドカップの成功や韓流ブームによって、かつてないほどの善隣友好関係が構築されており、市民レベルでの交流も年間相互訪問者数が500万人を超える時代を迎えております。

このような世界が地球時代を向かえグローバリズム化が台頭する反面、ローカリズム、自民族、自国優先主義という相反する傾向が、残念ながら日本社会に高まっていることを、2001年から4年ごとに繰り返される中学校の歴史教科書問題が再燃するたびにひしひしと感じております。これらを見るとき、私たちは、日本がグローバルな世界、アジアの時代に目を向けた次世代の育成を願い、事実に基づいた歴史を語り教える認識を育むことが何よりも重要なことであると感じます。

本請願は、去る3月に文部科学省が検定合格させた、いわゆる「新しい歴史教科書をつくる会（つくる会）」主導の自由社版中学校歴史教科書と、つくる会の分派により立ち上げた「日本教育再生機構」主導の育鵬社版中学歴史教科書について異議を唱えるものです。この両社の歴史教科書は、「アジアを蔑視し、過去の過ちを合理化・美化する歪曲された歴史認識に基づく歴史教科書」であるとして、私たちは教科書採択の年ごとに在日韓国人の保護者の立場から、全国的に望ましい歴史教科書の採択を求める運動を推進し、両社の教科書不採択を強く要望してきました。

両教科書共に問題部分を一例挙げれば、「日露戦争での日本の勝利により、植民地支配のアジア・アフリカの民族に独立の希望を与えた」という表記になっております。当時日本は朝鮮を植民地化しており、日露戦争の勝利は、朝鮮に独立の喪失をもたらしたわけです。この問題部分の記述は、日本の一方的な側面でのみ語っているといえ、朝鮮の植民地支配についての反省がまったく欠落しております。

このように韓日にとって不幸な歴史をいまだに正当化するこの「両教科書」の存在そのものが、真に友好親善を願う韓日両国民にとってマイナスでしかないと言えます。

また、自由社版歴史教科書は237カ所、育鵬社は150カ所の文部科学省による検定意見がつけられ、それらを修正した上で合格が下されております。この事実を直視するとともに、問題「教科書」の中身を十分に吟味していただきたいと思っております。

一方、2009年の横浜市教育委員会の教科書採択において、横浜市が条例で設置した機関である教科書取扱審議会の答申を無視するばかりか、教科書採択の精神である「公開会議」「開かれた採択」による採択手順も無視し、教科書審議・採択を無記名で投票させるなど、前代未聞のあってはならない行為で、戦争賛美、アジアへの侵略を肯定するつくる会主導の自由社版歴史教科書を強行採択しました。

日本で最も国際的であると言われる横浜市のこのような恣意的な行為を正す意味においても、貴教育委員会の教科書採択においては、厳正で公正な採択を行うよう請願いたします。

私たちは、日本の教育現場に子どもを送る在日韓国人の親の立場と、1985年の日本国籍法改定に伴い日本国籍になった同胞子弟、さらには在日外国人の子どもたちも日本の教育現場で学ぶという現状に鑑み、今年度の公立中学校歴史教科書採択においては、正しい歴史観に立った望ましい歴史教科書の採択を望むとともに、偏った歴史観を持つ自由社版・育鵬社版歴史教科書を採択しないよう強く請願する次第です。

議案第 27 号

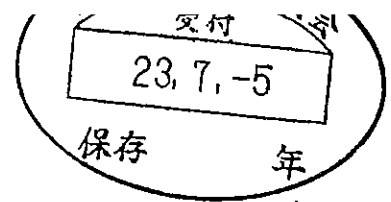
中学校公民教科書採択に関する請願（その 4）について

中学校公民教科書採択に関する請願（その 4）について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 7 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



平成23年7月1日

大和市教育委員会委員長 青蔭 文雄 殿

横浜の教育を考える会 代表

「中学校公民教科書採択に関する請願（その4）」

（請願の趣旨）

私は、神奈川県教育委員会に対し、中学校公民・歴史教科書採択に関する請願を全部で5件を提出させていただいておりました。同請願は目下審議継続扱いとなっております。それらの請願は、確立された国際法規である国際人権条約の視点からの説明が必ずしも十分でありませんでした。そのため、ここに改めて同条約の中の該当原文を抽出してお示し、人権に関する国際法秩序を正確にご理解していただき、改めて東京書籍教科書が中学校学習指導要領社会科目標にある「国際社会に生きる国家・社会の形成者」を育む教科書として適さないことをご確認いただきたく存じます。

そして、学習指導要領及び国際法秩序に適った教科書の採択について請願する次第です。

（請願の理由）

先般わが国に原子力災害が発生しました。その発生原因は、今や「人災」が定説とされています。原発関係者は既存の技術以外国際的に定評のある優れたものであっても新しい技術を一切受け付けず、それに異論を唱えるものは「村八分」となり生活できなくなるので、誰も黙して語らず既存の権威者に従う、その結果が化石的原発工場となって、「人災」がもたらされたとされています。

このような原発村で起きている現象と同じことがわが国の官界、法曹界、学界を覆い尽くしていると見られます。それは神奈川の義務教育界にも及んでいます。

その典型的事例が、新しい公民教科書7社全部に共通して見られます。それは「自由権」「社会権」を基本的人権の範疇に入らざるものとしているために、憲法11条の「基本的人権」は憲法12条の「自由と権利」から40条にいたる条文が包摂されているとした記述が成されているところにみられます。この法的根拠は、それがわが国の憲法学界の通説とのことにて、文科省の指導が行われたに相違ありません。要するに国民の権利も義務もごっちゃ混ぜになって、混沌としているのです。

昭和21年、初めてGHQから示された憲法原案は、国連憲章制定者の考え方が反映されたものであって、突然に示された憲法の至高の概念「国民の基本的人権の尊重」の定義、内容不明のため手探りでようやくにして発布にこぎつけたものと思います。憲法発布から33年経過した昭和54年（2079年）、わが国は国際人権条約（社会権規約、自由権規約とがある）を締結したことにより、人権カオス時代が終わり、人権ロゴス時代が始まる予定でした。しかし過去33年間、左翼思想に傾斜して創られてきた法理、学説、前例、慣習等の牙城は、修復、修正を要することになったものの、既得権化した権威筋の容認が得られず、その後32年経過した今も人権カオス時代の今や誤った法理、学説にもとづいた行政が依然として続けてられているのが現状であって、即ち日本全体が原発村化した状態にあります。

そこで義務教育界が原発村化している状況を知るために、人権カオス時代に今もあ

る東京書籍の新しい公民教科書の主な該当箇所に、対応する自由権規約の該当規定を原文のまま抜粋して以下のように整理しました。

- 基本的人権の定義 「recognition of the inherent dignity and of the equal and inalienable rights of all members of the human family is the foundation of freedom, justice and peace in the world」(注1)
- 個人間権利の創設 「conditions are created whereby everyone may enjoy his civil and political rights, as well as his economic, social and cultural rights」(注1)
- 両人権の法秩序 「Realizing that the individual, having duties (注4) to other individuals and to the community to which he belongs, is under a responsibility (注5) to strive for the promotion and observance of the rights recognized in the present Covenant」
- 基本的人権の保障 Each State Party to the present Covenant undertakes to respect and to ensure to all individuals (注3) within its territory and subject to its jurisdiction the rights recognized in the present Covenant (注2) ,

この結果、東京書籍の問題の箇所は、次のように浮き出てまいります。

ご依頼と重複する文があることは、ご容赦願います。

注1、同条約第5条2項により、基本的人権には法律、慣習が含まれるとしているので、基本的人権の定義は次の如く翻訳されます。

「人間家族とその共同体の人々の生活の営みから堆積した習俗習慣、道徳、文化伝統、財産、法律、領土等固有化した尊厳並びに人間家族とその共同体の人々の同等且つ固い絆で結ばれた大義」(「rights」の本来の意味は「善、正義」であるから「権」ではなく「大義」あるいは「無窮の愛」と訳すべきです。)

基本的人権は人間家族とその共同体の人々の、個人間の権利は個人の、生活の営みからもたらされたものとしています。東京書籍が「人権とは人が生まれながらにして持っているもの」としているのは誤りです。

又、東京書籍に「個人の権利を、権利として保障したのが基本的人権です」とあり、国連の基本的人権の定義を勝手に否定しています。世界中の国が基本的人権の定義を recognition しており、教科書といえども勝手な変更は許されません。

なお、「人間家族」は、英英辞書によれば、父、母、児童からなる複数 (individuals) であって、「人間」は、男、女、個人等の単数 (individual) です。従って、「人間の尊重」と「基本的人権の尊重」とは、尊重する対象が異なることをわきまえた上で、上記英語の構文に照らして「家族とその共同体の尊重」について、記述の多い教科書を選定することは大変重要なポイントであります。

注2、国が国民を尊重する対象は家族愛を核にした注1に示した「基本的人権」です。東京書籍は尊重する対象を「生まれながらにして持っている個人の権利」という西洋の思想史の考えを引用しつつ、実は憲法や国際法が尊重の対象としていない自由と権利(個人の権利)条文を、尊重の対象にすり替えて欺瞞しています。世界人権宣言第1条でも、人間は生まれながらにして自由、平等であるから、仲良く行動しなければならないと言ってるだけです。個人 (everyone) の権利を尊重したとか、するとか言っておりません。

- 注3、「国は家族 や共同体の人々の基本的人権を尊重する」としているのです。
東京書籍は、「個人の権利の尊重のために、国が関与して推進する」としていますが、自由権規約に「個人の権利尊重」の規定が無いのだから、国が推進することは許されず、これは誤りです。
なお、国民は不断の努力によって個人の自由と権利を保持するために、司法専門職を奉仕者として公務員に任用して、国による中立公正な民法や司法制度をつくらせて、機会均等の原則によって保障されることにしています。
- 注4、「個人の権利を有する個人は、基本的人権を有する人々や、個人が属する社会に対して義務を負う」と規定しています。これは憲法 12 条においても、「自由及び権利＝個人の権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない義務を負う。又、国民はこれを濫用してはならない義務を負うのであって、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負う」とあります。憲法 14 条以下 40 条にいたる 27 条文は憲法 12 条に規定する義務を国民は負っています。東京書籍等の教科書はこれをたったの三つと記しています。しかし他の多くの教科書も「国民の義務はたったの三つ」としており、これも原発村化現象の一つです。これらの国民の義務に対して憲法は保障しているので、国民は憲法に対し被保障権という権利を有するのであります。従って、判決が無いにも拘わらず一方的に国民の権利を制限する法律や機会均等を失する行政は、憲法 12 条、憲法 14 条の規定違反に該当し、憲法 98 条 1 項により効力の無いものとされます。
- 注5、憲法 12 条の「常に公共の福祉の為に利用する」と同様の規定が、国際人権条約にもあります。即ち、「個人の権利者は、常に基本的人権を有する権利者たちに、基本的人権の増進、擁護のために努力する責任を有する」です。逆に言えば、この責任を果たさない権利者の行為は無効という意味であります。

カオス時代の個人の権利の尊重を、基本的人権の尊重と言いくるめて個人の権利の尊重を継続しようとする原発村的欺瞞の構造は、公金を使いながら自由民主主義を亡ぼして全体主義国家、社会主義国家へ傾斜していく革命推進構造であります。これについては、中学公民教科書採択に関する請願（その3）13 項末尾をご参照願います。

東京書籍 36 ページ日本国憲法の基本原理として「国民主権、平和主義、基本的人権の尊重」の三つを掲げていますが、これもカオス時代のものであります。正しくは、「主権者の統合の象徴である天皇と主権者たる国民、奉仕者たる公務員、自由民主主義の政治原理」が日本国憲法の基本原理であります。東京書籍の教科書は、国民の私的権利の尊重のみを多く採り上げ、国民を支える公務員の尊い奉仕活動に殆ど触れずむしろ個人の権利の阻害要因ととらえ、守るべき政治原理を人権問題にすりかえてしまい、公民教科書として重大な欠陥が認められます。国民の基本的人権と対極にある国民の自由と権利（国民の義務）を一緒くたにしたと同様に、国民と対極にある公務員を一緒くたにして、自由民主主義の法秩序、社会秩序を滅茶苦茶に乱してしまう欠陥だらけの教科書であります。

教育委員会教育委員の皆様には、憲法に違反する方向に傾斜しがちな 7 社の教科書の内、どの教科書が自由民主主義に踏みとどまる教科書であるか、ロゴスの視点に厳として立って、ご採択の事務に当たられることを切望する次第であります。それが教育基本法の教育目的並びに学習指導要領の目標に最も適った採択事務であると信じる次第です。

私見を申せば、自由社の公民と歴史の教科書が相対論として、最も強く国民の自覚と自由民主主義教育を訴えていると思います。以上

議案第 28 号

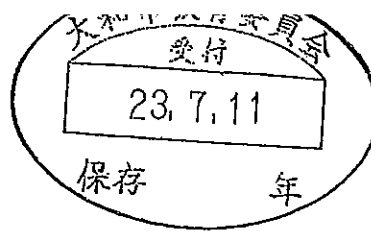
公正で開かれた教科書採択を求める陳情書について

公正で開かれた教科書採択を求める陳情書について、審議願いたく提案する。

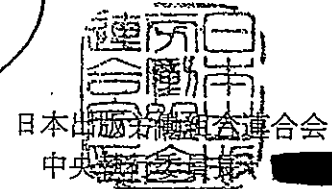
平成 23 年 7 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



2011年7月6日



公正で開かれた教科書採択を求める陳情書

【要望内容】

1. 教科書採択にあたっては、教育現場の意向を最大限に尊重すること。
2. 前項を保障するため、十分な数の見本本が各学校に十分な期間置かれるよう措置を取ること。
3. 採択は全面的に公開されたものとする
4. 採択結果および決定に至るまでのすべての情報を直ちに開示すること。

【要望の趣旨】

1. 教科書（文部科学省検定済教科用図書）は、授業での使用が法定されている（学校教育法第34条）特殊な教材です。しかし、どのような授業を行うか、またどの程度使用するかなど、教育内容にかかわっては教員の自由裁量に委ねられなければならないことは、教育条理から言って当然です。また教科書の採択については1966年のILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」第61、62、および63パラグラフにおいて、教員が主体的に関与できるようにすべきであるとしています。

世界的にも教科書の共同採択制度を採用している国は日本以外にないと聞きます。本来この制度は廃止されるべきですが、現行制度のもとでも教育現場の意向が採択にあたって最大限尊重されるようにして、前述「勧告」と教育条理に適った制度の実現と運用を求めます。

2. 教科書採択に使用される見本本は、各自治体内の学校数にかかわらず5～7セット程度しかないため、学校で教員が内容を十分吟味することができないのが実態です。採択地区によっては教員が勤務時間外に法定展示会場でようやく教科書の実物を目にする場合もあると聞き及びます。これでは採択に教育現場の意向を反映させることは困難といわざるを得ません。最低でも、見本本を学校数分確保し、教員が十分吟味できる時間を確保するよう強く求めます。
3. 教科書採択を決定する教育委員会は公開で行うこと、また無記名投票など、採択の説明責任があいまいになる方式ではなく、挙手とすることを求めます。傍聴は希望者数分を確保するよう、例規については柔軟に運営することも合わせて求めます。
4. 採択結果の公開は9月以降とせず、決定後直ちに行うことを求めます。また教科書の調査研究にあたる組織の名簿や議事録等、関係文書も同様に、直ちにすべて公開するよう求めます。

以上

【連絡先】日本出版労働組合連合会（略称：出版労連）

〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F

TEL：03(3816)2911 FAX：03(3816)2980

【参考】

【学校教育法第 34 条】

第 34 条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(中学校・高等学校等に準用)

【ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」】より

職業上の自由

- 61 教員は、職責の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は、生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする。
- 62 教員及び教員団体は、新しい課程、教科書及び教具の開発に参加するものとする。
- 63 いかなる指導監督制度も、教員の職務の遂行に際して教員を鼓舞し、かつ、援助するように計画されるものとし、また、教員の自由、創意及び責任を減殺しないようなものとする。

議案第 29 号

平成 24 年度使用中学校教科用図書採択について

平成 24 年度使用中学校教科用図書採択について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 7 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成24年度使用中学校用教科書目録 登載教科書一覧

種目【種類】	発行者名	略称	書名
国語 【5種】	東京書籍	東書	新しい国語 1・2・3
	学校図書	学図	中学校国語 1・2・3
	三省堂	三省堂	中学生の国語 一・二・三/学びを広げる 一・二・三
	教育出版	教出	伝え合う言葉 中学国語1・2・3
	光村図書	光村	国語1・2・3
書写 【6種】	東京書籍	東書	新しい書写 一年・二三年
	大日本図書	大日本	中学書写 一年・二年三年
	学校図書	学図	中学校書写
	三省堂	三省堂	中学の書写 一年・二三年
	教育出版	教出	中学書写 1・2・3
	光村図書	光村	中学書写 一二三年
社会 (地理的分野) 【4種】	東京書籍	東書	新しい社会 地理
	教育出版	教出	中学社会 地理 地域に学ぶ
	帝国書院	帝国	社会科 中学の地理 世界のすがたと日本の国土
	日本文教	日文	中学社会 地理的分野
社会 (歴史的分野) 【7種】	東京書籍	東書	新しい社会 歴史
	教育出版	教出	中学社会 歴史 未来をひらく
	清水書院	清水	新中学校 歴史 日本の歴史と世界
	帝国書院	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	日本文教	日文	中学社会 歴史的分野
	自由社	自由社	新しい歴史教科書
	育鵬社	育鵬社	中学社会 新しい日本の歴史
社会 (公民的分野) 【7種】	東京書籍	東書	新しい社会 公民
	教育出版	教出	中学社会 公民 とともに生きる
	清水書院	清水	新中学校 公民 日本の社会と世界
	帝国書院	帝国	社会科 中学校の公民 よりよい社会をめざして
	日本文教	日文	中学社会 公民的分野
	自由社	自由社	新しい公民教科書
	育鵬社	育鵬社	中学社会 新しいみんなの公民
社会(地図) 【2種】	東京書籍	東書	新しい社会科地図
	帝国書院	帝国	中学校社会科地図

数 学 【7種】	東京書籍	東書	新しい数学 1・2・3
	大日本図書	大日本	数学の世界 1年・2年・3年
	学校図書	学図	中学校数学 1・2・3
	教育出版	教出	中学数学 1・2・3
	啓林館	啓林館	未来へひろがる数学 1・2・3
	数研出版	数研	中学校数学 1・2・3
	日本文教	日文	中学数学 1・2・3
理 科 【5種】	東京書籍	東書	新しい科学 1年・2年・3年
	大日本図書	大日本	理科の世界 1年・2年・3年
	学校図書	学図	中学校科学 1・2・3
	教育出版	教出	自然の探求 中学校理科 1・2・3
	啓林館	啓林館	未来へひろがるサイエンス1・2・3/マイノート1・2・3
音楽（一般） 【2種】	教育出版	教出	中学音楽 1・2・3上・2・3下 音楽のおくりもの
	教育芸術	教芸	中学生の音楽1・2・3上・2・3下
音楽（器楽） 【2種】	教育出版	教出	中学器楽 音楽のおくりもの
	教育芸術	教芸	中学生の器楽
美 術 【3種】	開隆堂	開隆堂	美術1・2・3
	光村出版	光村	美術1・2・3上・2・3下
	日本文教	日文	美術1・2・3上・2・3下
保健体育 【4種】	東京書籍	東書	新しい保健体育
	大日本図書	大日本	中学校保健体育
	大修館	大修館	保健体育
	学研みらい	学研	中学保健体育
技術家庭 （技術分野） 【3種】	東京書籍	東書	新しい技術・家庭 技術分野
	教育図書	教図	技術・家庭 技術分野
	開隆堂	開隆堂	技術・家庭 （技術分野）
技術家庭 （家庭分野） 【3種】	東京書籍	東書	新しい技術・家庭 家庭分野
	教育図書	教図	技術・家庭 家庭分野
	開隆堂	開隆堂	技術・家庭 （家庭分野）
英 語 【6種】	東京書籍	東書	NEW HORIZON English Course 1・2・3
	開隆堂	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE 1・2・3
	学校図書	学図	TOTAL ENGLISH New Edition 1・2・3
	三省堂	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES 1・2・3
	教育出版	教出	ONE WORLD English Course 1・2・3
	光村図書	光村	COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE 1・2・3

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部改正について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

平成 23 年 7 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市教育委員会規則第4号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市スポーツ施設設置条例施行規則（昭和61年大和市教育委員会規則11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号中「財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団（平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団」に改める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

大和市スポーツ施設設置条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市スポーツ施設設置条例施行規則 昭和 61 年 9 月 27 日 教委規則第 11 号</p> <p>第 1～8 条 略 (利用料金の減免)</p> <p>第 9 条 略 (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団が主催又は共 催するスポーツ事業として利用するとき。</u> 全額免除</p> <p>略</p> <p><u>この規則は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○大和市スポーツ施設設置条例施行規則 昭和 61 年 9 月 27 日 教委規則第 11 号</p> <p>第 1～8 条 略 (利用料金の減免)</p> <p>第 9 条 略 (1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団（平成 3 年 1 月 28 日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人 をいう。）が主催又は共催するスポーツ事業として利用するとき。</u> 全額免除</p> <p>略</p>

○大和市スポーツ施設設置条例施行規則

昭和61年9月27日

教委規則第11号

大和市スポーツ施設設置条例施行規則(昭和54年教委規則第4号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市スポーツ施設設置条例(昭和61年大和市条例第35号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(平17教委規則2・平18教委規則5・一部改正)

(申込書に添えて提出する書類)

第2条 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(平17教委規則2・追加、平18教委規則5・旧第4条繰上・一部改正)

(専用利用)

第3条 スポーツ施設及び設備(以下「スポーツ施設等」という。)を専用利用しようとする者は、スポーツ施設等利用申請書その他必要な書類を利用しようとする日の3月前から5日前までに指定管理者に提出しなければならない。ただし、利用しようとする日の4日前から当日までにおいて、スポーツ施設等が利用できる状況であれば、指定管理者は、専用利用の受付をすることができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、スポーツ施設等利用承認通知書を交付するものとする。

(平17教委規則2・旧第4条繰下、平18教委規則5・旧第5条繰上・一部改正)

(個人利用)

第4条 スポーツ施設等を個人利用しようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の申し出を受けた場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等個人利用券を交付するものとする。

(平17教委規則2・旧第5条繰下、平18教委規則5・旧第6条繰上・一部改正)

(共用利用)

第5条 スポーツ施設等を共用利用しようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の申し出を受けた場合、その内容を審査し、利用の承認をしたものについては、スポーツ施設等共用利用券を交付するものとする。

(平2教委規則1・追加、平17教委規則2・旧第6条繰下、平18教委規則5・旧第7条繰上・一部改正)

(利用の禁止)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に感染するおそれのある伝染病患者
- (2) 幼児で付添人のない者
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(平2教委規則1・旧第6条繰下、平17教委規則2・旧第7条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第8条繰上・一部改正)

(利用者等の義務)

第7条 利用者及び利用者の利用目的に応じて入場した者(以下「利用者等」という。)は、入場中は別に定める利用者心得を守り、スポーツ施設等に従事する係員(以下「係員」という。)の指示に従わなければならない。

- 2 専用利用者は、利用スポーツ施設等の秩序を保持するために必要な責任者を置かなければならない。
- 3 利用者等は、係員が施設の管理上特に必要があつて立入りを要求したときは、これを拒むことができない。
- 4 利用者は、スポーツ施設等の利用を終了したとき、又は条例第18条第1項の適用を受けたときは、必要により係員の点検を受けなければならない。

(平2教委規則1・旧第7条繰下、平17教委規則2・旧第8条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第9条繰上・一部改正)

(専用利用の取消し)

第8条 利用者が専用利用の承認の取消しをしようとするときは、利用日の5日前までに指定管理者に申し出なければならない。

(平18教委規則5・追加)

(利用料金の減免)

第9条 条例第19条第4項の規定に基づく利用料金の減免は、次に定めるところによる。ただし、照明設備にかかる利用料金については、第6号及び第7号に掲げるときには減免しない。

- (1) 市が主催又は共催する事業として利用するとき。 全額免除
- (2) 指定管理者が主催する事業のうち、教育委員会が必要と認める事業に利用するとき。 全額免除
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業のためにスポーツ事業として利用するとき。 全額免除
- (4) 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。)が主催又は共催するスポーツ事業として利用するとき。 全額免除
- (5) 前号に規定する法人のほか、市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が利用するとき。 2分の1減額
- (6) 公共的団体が主催するスポーツ事業として利用するとき。 2分の1減額
- (7) 国又は地方公共団体が主催するスポーツ事業として利用するとき。 2分の1減額
(平2教委規則1・旧第8条繰下、平14教委規則10・平14教委規則17・一部改正、平17教委規則2・旧第9条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第10条繰上・一部改正、平20教委規則22・一部改正)

(利用料金の減免申請)

第10条 前条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、スポーツ施設等利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前条第1号に該当する場合は、当該申請書の提出を省略することができる。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果をスポーツ施設等利用料金減免承認通知書により通知するものとする。

(平2教委規則1・旧第9条繰下、平17教委規則2・旧第10条繰下、平18教委規則5・旧第11条繰上・一部改正)

(利用料金の還付)

第11条 条例第19条第5項ただし書に規定する利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他教育委員会及び指定管理者の都合により利用できなかったとき。 利用料金の全額
- (2) 第8条の規定により専用利用の承認の取消しを申し出て、指定管理者が承認したとき。 利用料金の全額
- (3) 利用者の責めに帰することができない事由により専用利用の継続ができなかった

とき。 不利用相当時間(1時間未満は切り捨て)の利用料金の全額

- 2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、スポーツ施設等利用料金還付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(平2教委規則1・旧第10条繰下、平17教委規則2・旧第11条繰下・一部改正、平18教委規則5・旧第12条繰上・一部改正)

(販売行為等の禁止)

- 第12条 許可なくスポーツ施設内において、物品の販売、広告、宣伝、寄付、募集行為その他これらに類する行為をしてはならない。

(平2教委規則1・旧第11条繰下、平17教委規則2・旧第12条繰下、平18教委規則5・旧第13条繰上)

(様式)

- 第13条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は第1号様式については教育委員会が、第2号様式から第8号様式までについては指定管理者が別に定める。

(平18教委規則5・追加)

(委任)

- 第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

(平2教委規則1・旧第12条繰下、平17教委規則2・旧第13条繰下)

附 則

- 1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、改正前の大和市スポーツ施設設置条例施行規則の規定により、既に行われたスポーツ施設の使用の承認については、改正後の大和市スポーツ施設設置条例施行規則の規定により行われたものとみなす。
- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(昭和63年教委規則第11号)

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成2年教委規則第1号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第10号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の使用料の減免に関する規定は、この規則の施行日以後の使用に適用する。

附 則(平成14年教委規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年教委規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第22号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第13条関係)

(平18教委規則5・追加)

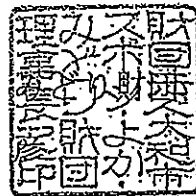
様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	スポーツ施設等利用申請書	第3条
第3号様式	スポーツ施設等利用承認通知書	第3条
第4号様式	スポーツ施設等個人利用券	第4条
第5号様式	スポーツ施設等共用利用券	第5条
第6号様式	スポーツ施設等利用料金減免申請書	第10条
第7号様式	スポーツ施設等利用料金減免承認通知書	第10条
第8号様式	スポーツ施設等利用料金還付申請書	第11条

23.6.23
専用受付印

平成23年6月23日

大和市長 殿

財団法人
大和市スポーツ・よか
理事長 村瀬 富



公益財団法人への移行に伴う法人の名称変更について（報告）

当該法人は、公益法人制度改革に伴う公益財団法人への移行申請をいたしましたところ、公益認定等審議会より認定基準に適合する旨の答申を経て、神奈川県知事より認定書を受理いたしました。

これに伴いまして、平成23年7月1日に公益財団法人として移行登記し、下記の通り法人名称が変更となりますのでご報告申し上げます。

なお、法令に基づき、旧法人にかかわる権利義務は全て新法人が継承し、法人としての同一性、継続性をもって存続しますことを併せてご報告申し上げます。

今後は、地域交流と社会貢献を主たる目的に掲げ、様々な公益事業を实践することで、豊かで個性ある市民文化の増進に努め、その使命、役割を果たしてまいります。

記

- 1 法人の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団
- 2 変更年月日 平成23年7月1日